

京都市消費生活条例施行規則等の見直しの検討について

1 現状及び課題

- 平成28年と平成30年には消費者契約法が、また、平成28年と令和3年には特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）が改正されるなど、消費者の権利・利益の擁護に関する重要な法律が見直されている。（参考資料1参照）
- 消費者契約法、特定商取引法の改正により、京都府においても同様の項目について、審議会での議論を踏まえ、令和2年度末に府消費生活安全条例施行規則の一部が改正された。
- 本市において、事業者指導等の法執行に当たっては、特定商取引法に規定する規制権限を有する京都府と連携していく必要があるため、指導の在り方等について京都府の条例・規則との整合性も図りながら、市消費生活条例施行規則の見直しについて検討する。

2 消費者契約法及び特定商取引法について

- ◆ **消費者契約法**→消費者が事業者と契約をするとき、両者の情報の質・量や交渉力の格差を踏まえ、消費者の利益を守るため、民法の特別法として施行。不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定。
- ◆ **特定商取引法**→特定の取引類型（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引等7類型）を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不当な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するために設けられた法律で、民法の特別法。
 - ① 違反した事業者に対しては、指示や業務停止命令ができる旨を規定。
 - ② 消費者が意に反する契約によって不当な損害を受けないように、消費者による契約の解除を認め、また、事業者による法外な損害賠償請求を制限する等の消費者救済のための民事ルールを規定。
 - ③ ①の法の執行権限（規制権限）は、京都市になく、京都府において一部有している。
- ◆ **法の執行権限（規制権限）の有無にかかわらず、事業者は、消費者契約法及び特定商取引法で規定又は規制されていることについて、遵守しなければならない。よって、本市の消費生活相談において、これらの法を適用した相談やあっせんを行うことで消費者保護は図られていると言える。**

3 京都市消費生活条例・同条例施行規則について

- 京都市消費生活条例（以下「条例」という。）第20条で、事業者は、消費者に商品等を販売し、又は提供する契約及び信用を供与する契約などに関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって別に定めるものを事業者が行ってはならない「不適正な取引行為」と規定。

別に定めるものは、条例施行規則の別表（第2条関係）に記載。（参考資料2参照）

- (1) 次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
 - ア 商品等の内容その他消費者の判断に影響を及ぼすこととなる事項について、消費者に事実と異なることを告げること。
 - イ 将来の不確実な事項について断定的判断を提供することその他消費者に誤信を生じさせる情報を提供すること。
 - ウ 商品等に関する情報で消費者にとって不利益となるものその他の重要な情報について、消費者に故意に提供しないこと。
 - エ 消費者を威迫し、消費者に不安を覚えさせ、又は消費者の心理を操作すること。
 - オ 商品等に関し十分な知識を有しないことその他の事情により、消費者の判断力が不足していることに配慮しないこと。
- (2) 消費者の利益を害する内容の契約を締結させる行為
- (3) 契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に強要する行為
- (4) 契約に基づく債務の履行を不当に遅延し、若しくは拒否する行為
- (5) 消費者の正当な根拠に基づく契約の解除若しくは申込みの撤回その他の行為（以下「解除等」という。）を妨げて契約の存続若しくは成立その他の行為を強要し、又は解除等に基づく債務の履行を不当に遅延し、若しくは拒否する行為

- 事業者が条例施行規則の別表（第2条関係）に記載する不適正な取引行為を行った場合、京都市は、当該事業者に対して指導、勧告及び公表することができる。（条例第34条及び第35条）

→ 法に基づく権限ではなく、条例に基づく権限。条例施行規則の別表（第2条関係）に不適正な取引行為を規定することにより、京都市も事業者に対する規制を行うことができるようになる。

- 消費者契約法及び特定商取引法の改正により新たに規定又は規制された内容を、京都市による行政規制の対象として新たに定めるか否かが論点であり、条例施行規則の追加、又は読み込みが可能か、その他条例・条例施行規則の解釈基準（解釈集や事例集）を設けて法改正への対応をしていくか等について、消費生活審議会において議論いただき、意見を頂きたい。